

中国税務速報

2016年4月20日

●1 営業税から増値税への移行改正に関する規定

2016年5月1日から、全国において建築業、不動産業、金融業、生活サービス業などの全ての営業税課税事業者は同営業税課税対象から増値税課税対象への移行改正が施行されます。これにより、間接税は増値税一本化時代に入ります。

関連の規定は以下のとおりです。

1) 財政部と国家税務総局は2016年3月23日に「営業税から増値税への移行改正の全国展開に関する通達」(財税「2016」36号)を公布しました。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2043931/content.html>

2) 国家税務総局は2016年3月31日に「営業税から増値税への移行改正の全国展開後の増値税申告納税関連事項に関する公告」(国家税務総局公告2016年第13号)を公布しました。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2060068/content.html>

3) 国家税務総局は2016年3月31日に「納税者の不動産譲渡に係る増値税申告納税管理暫行弁法」(国家税務総局公告2016年第14号)を公布しました。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2061553/content.html>

4) 国家税務総局は2016年3月31日に「不動産に係る仕入増値税額の分割控除に関する暫行弁法」(国家税務総局公告2016年第15号)を公布しました。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2061806/content.html>

5) 国家税務総局は2016年3月31日に「納税者の不動産賃貸サービス提供に係る増値税申告納税管理暫行弁法」(国家税務総局公告2016年第16号)を公布しました。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2062130/content.html>

6) 国家税務総局は2016年3月31日に「納税者の県(市、区)を跨る建築サービス提供に係る増値税申告納税管理暫行弁法」(国家税務総局公告2016年第17号)を公布しました。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2061911/content.html>

7) 国家税務総局は2016年3月31日に「不動産開発法人の自社開発不動産販売に係る増値税申告納税管理暫行弁法」(国家税務総局公告2016年第18号)を公布しました。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2062196/content.html>

8) 国家税務総局は2016年3月31日に「営業税から増値税への移行改正後の地方税務署への増値税徴収及び増値税発票発行の代行委託に関する公告」(国家税務総局公告2016年第19号)を公布しました。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2062250/content.html>

9) 国家税務総局は2016年3月31日に「融資と証券ローン業務に係る営業税問題に関する公告」(国家税務総局公告2016年第20号)を公布しました。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2063794/content.html>

●2 クロスボーダー電子商取引による小売輸入に係る税収政策に関する通達

財政部 税関総署 国家税務総局は 2016 年 3 月 24 日に「クロスボーダー電子商取引による小売輸入に係る税収政策に関する通達」（財関税「2016」18 号）を公布しました。

クロスボーダー電子商取引による小売輸入商品に対し、貨物として関税と輸入増徴税、消費税は課税されます。クロスボーダー電子商取引による小売輸入商品を購入する個人が納税義務者で、実際の取引価格（小売価格、運送費と保険料を含む）は課税標準価格、電子商取引法人、電子商取引を扱う法人または物流法人はその源泉徴収義務者とします。

クロスボーダー電子商取引による小売輸入に該当しない個人の物品及び取引、支払い、物流などの電子情報を提供できないクロスボーダー電子商取引による小売輸入商品は、現行の規定により実施されます。

クロスボーダー電子商取引による小売輸入商品の一回あたりの取引額は 2,000 元を上限し、個人による年間取引額は 20,000 元を上限とします。限度額以内のクロスボーダー電子商による小売輸入商品については、関税率は 0% で、輸入増徴税と消費税の免税扱いを取り消し、法定納税額の 70% 相当分により課税します。一回あたりの限度額を超え、累計で個人による年間取引限度額を超え、ないし一回あたりの取引額は 2,000 元の限度額を超えた分割できない単一の商品に対しては、全て一般貿易方式により課税します。

クロスボーダー電子商取引による小売輸入商品は、税関から許可を得た日から 30 日以内に返品した場合には、それに係る納税税額の還付を申請でき、かつ個人の年度取引総額も調整できます。

本通達は 2016 年 4 月 8 日から実施されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2044092/content.html>

●3 「中華人民共和国税関輸出入貨物通関書記入マニュアル」の改訂に関する公告

税関総署は 2016 年 3 月 28 日に「『中華人民共和国税関輸出入貨物通関書記入マニュアル』の改訂に関する公告」（税関総署公告 2016 年第 20 号）を公布しました。

公告では、「特殊関係の確認」、「価格影響の確認」及び「ロイヤリティ支払いの確認」などの記入項目が新規追加されました。そのうち、「特殊関係の確認」と「ロイヤリティ支払いの確認」については、内国法人の国外関連者へのロイヤリティの支払いに関する計画または方針に大きな影響を与えると想定されます。

改訂後の「中華人民共和国税関輸出入貨物通関書記入マニュアル」は 2016 年 3 月 30 日から実施されます。税関総署 2008 年第 52 号公告、2013 年第 30 号公告は同時に廃止されます。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info790150.htm>

●4 国家企業技術センターの認定管理弁法

国家発展と改革委員会、科学技術部、財政部、税関総署及び国家税務総局は、2016 年 2 月 26 日に「国家企業技術センターの認定管理弁法」（国家発展と改革委員会 科学技術部 財政部 税関総署及び国家税務総局令第 34 号）を公布しました。

本弁法により、国家企業技術センターの認定は、原則、年に一回行われます。地方政府主管部門は国家発展改革委員会による要請により申請資料を提出し、その受理の締切日は毎年 5 月 31 日となります。また、国家企業技術センターとして整備しなければならない基本要件も本弁法に定められ、原則、国家企業技術センターに対する評価は、2 年に一回行われます。さらに、国家企業技術センターに奨励政策を実施し、監督管理を強化する条項も本弁法に盛り込まれています。

本弁法は 2016 年 4 月 1 日から実施されます。

http://www.gov.cn/xinwen/2016-03/24/content_5057350.htm